

令和6年7月1日
水管理・国土保全局河川計画課

とねがわ てどりがわ なかがわ
気候変動を考慮して利根川、手取川及び那賀川水系の長期計画を変更しました
～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、利根川、手取川及び那賀川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、堤防強化の推進や広域避難等のソフト対策の強化、「田んぼダム」の取組、霞堤の保全等を推進することを提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブサイト)>

- ・「利根川、手取川及び那賀川水系河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

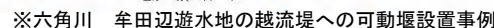
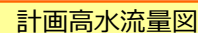
課長補佐 梯 滋郎 （内線:35352）

主任 齋藤 圭汰 （内線:35374）

代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8445

と　　ね　　がわ

- 流域図



気候変動を踏まえた「利根川水系河川整備基本方針」変更の概要（支川）

- 支川・渡良瀬川では、長期的な河川整備の目標を、基準地点高津戸において、4,600m³/sから5,000m³/sに変更。川幅が狭く、両岸に人家が密集している下流部の藤岡区間の河道配分流量については現行・基本方針の流量を踏襲しつつ、既存洪水調節施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保の可能性を踏まえて、5,000m³/sを河道と洪水調節施設等に配分。
- 支川・鬼怒川では、長期的な河川整備の目標を、基準地点石井において、8,800m³/sから10,500m³/sに変更。鬼怒川上流域においては、4基の直轄ダムが設置されており、集水面積の合計は石井上流域の約半分を占めることから、事前放流や操作ルールの変更等の既存洪水調節施設の有効活用の可能性も踏まえて、10,500m³/sを河道と洪水調節施設等に配分。
- 支川・小貝川では、長期的な河川整備の目標を、基準地点黒子において、1,750m³/sから1,600m³/sに変更し、河道と洪水調節施設等に配分。現行の河川整備基本方針の目標としていた既往最大洪水である昭和61年8月洪水規模の超過洪水に対しても、河川での対策に加えて、田んぼダム等の流域の特性を踏まえた流域治水の取組により対応を目指す。

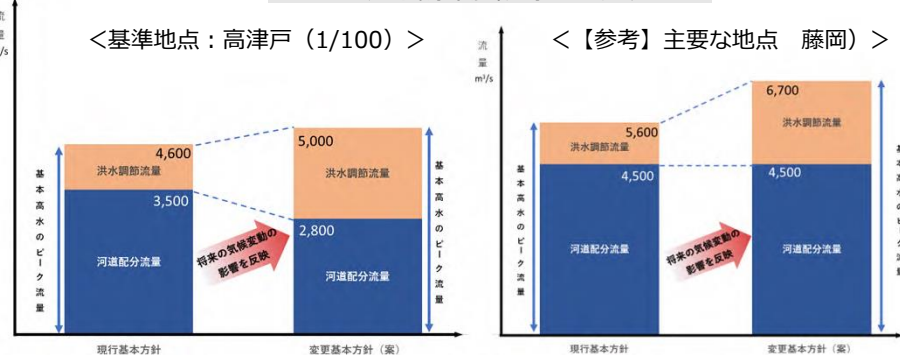
支川・渡良瀬川

■下流部・藤岡区間の状況

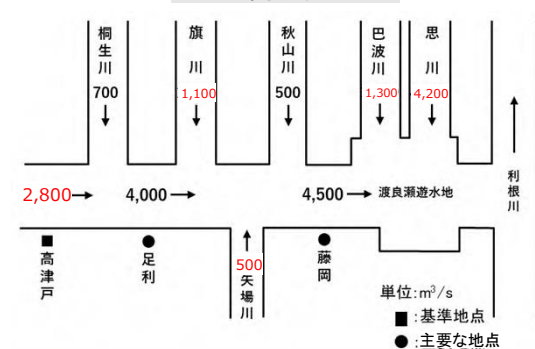


■河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：高津戸（1/100）>



■計画高水流量図



支川・鬼怒川

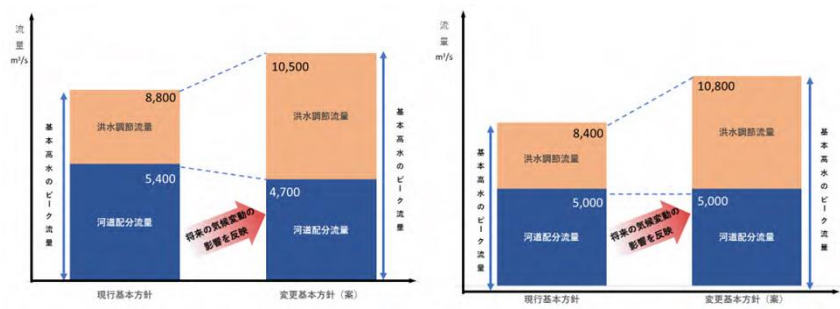
■鬼怒川上流ダム群の状況



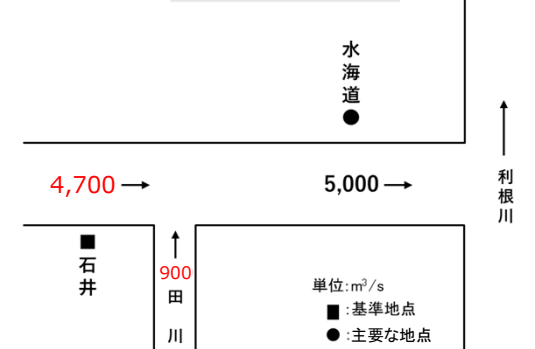
ダム名	洪水調節容量 (万m ³)	洪水調節可能容量 [*] (万m ³)
1 五十里ダム	3480	1355
2 川俣ダム	2450	5139
3 川治ダム	3600	3376
4 湯西川ダム	3000	777
5 中津寺ダム	1140	2394
6 三河沢ダム	69	14
7 土呂部ダム	0	10
8 黒部ダム	0	43
9 今市ダム	0	620
10 栗山ダム	0	0
11 中岩ダム	0	43
12 西古屋ダム	0	27
13 小網ダム	0	19
13ダム	13,739	13,817

■河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点 石井（1/100）>



■計画高水流量図



支川・小貝川

■既往最大のS61.8洪水の状況

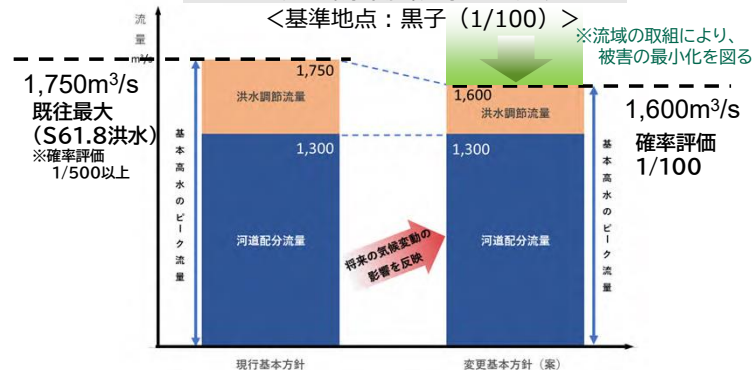


24h雨量が
316mmとなり、
確率評価では
1/500を超過

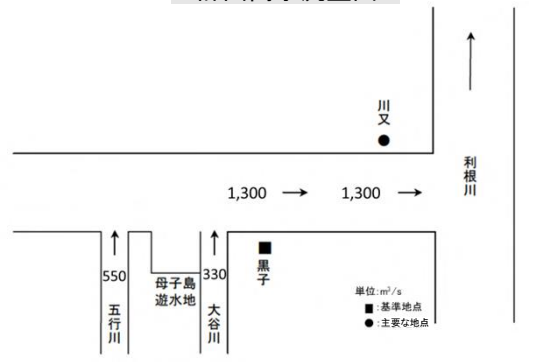
浸水面積	43km ²
浸水家屋	約4500戸

■河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：黒子（1/100）>



■計画高水流量図



気候変動を踏まえた「手取川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を基準地点鶴来において、 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ から $7,500\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 流域治水の視点も踏まえ、流域全体を俯瞰した上で、中・上流域において既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用について、本・支川を含めて、保水・貯留・遊水機能の確保の可能性を検討するとともに、下流域において急流河川である手取川の河道、氾濫特性、環境や地形、土地利用状況等を踏まえた河道断面拡大の可能性について、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討した結果、洪水調節流量を $2,500\text{m}^3/\text{s}$ 、河道配分流量を $5,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 霞堤の機能の維持、氾濫域での雨水貯留機能の強化、砂防、治山対策など、流域治水の取組の更なる推進を図る。

位置関



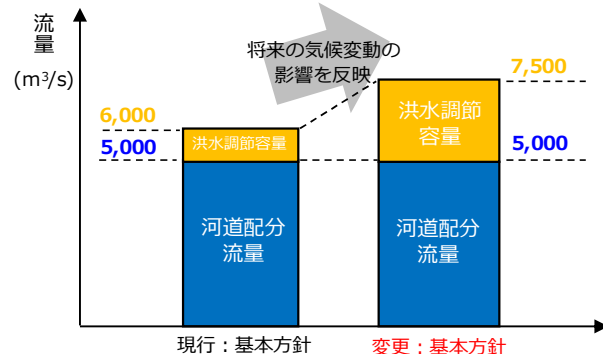
計画高水流量図



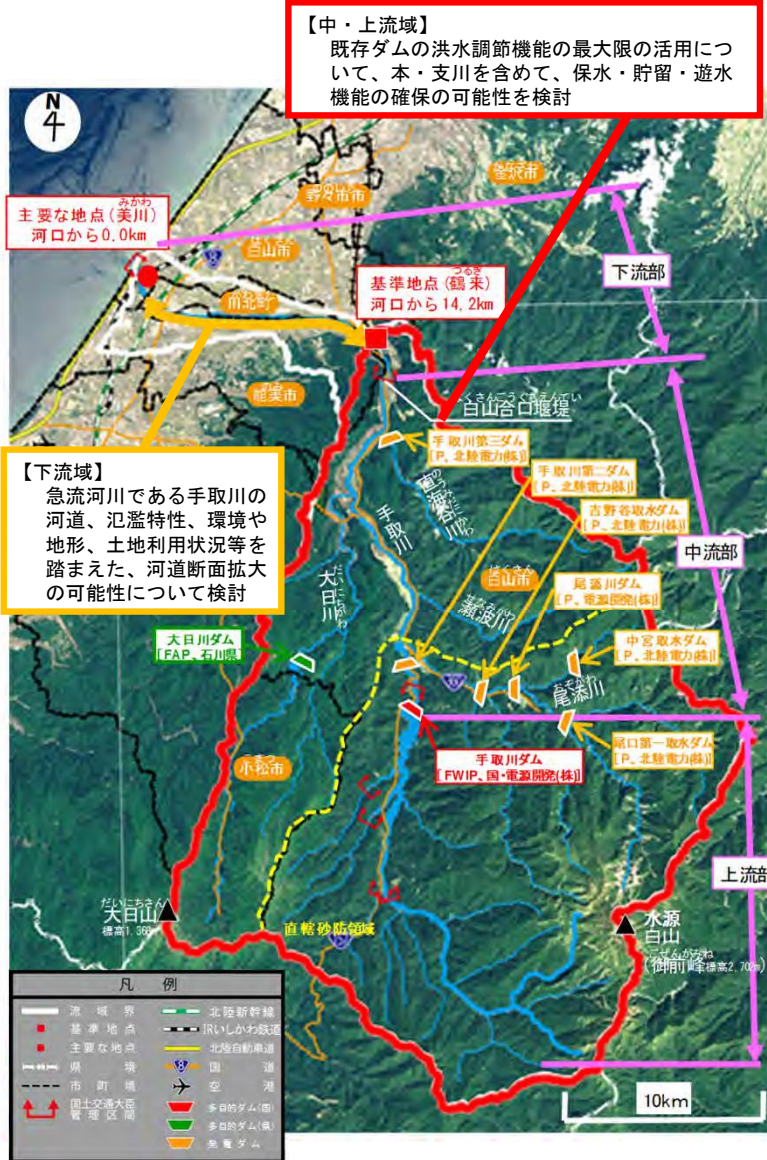
基準地点	基本高水の ピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による 調節流量 (m³/s)	河道への 配分流量 (m³/s)
鶴来	7,500	2,500	5,000

河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：鶴来（1/100）>



河道と洪水調節施設等の設定の考え方



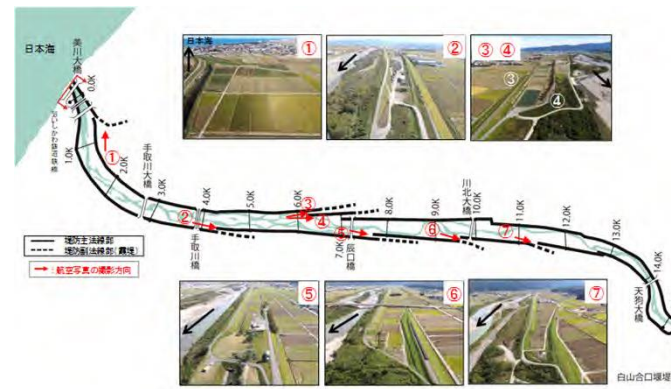
増大する洪水外力への対応

- 手取川流域には、多目的ダム2基（直轄1基、補助1基）、利水ダム6基が存在。
- 将来的な降雨予測精度の向上を踏まえ、洪水調節容量を効率的に活用する操作ルールへの変更、事前放流等、「既存ダムの最大限活用」について概略検討の結果、基準地点鶴来の基本高水のピーク流量7,500m³/sのうち、2,500m³/sの洪水調節を行い、河道への配分流量5,000m³/sまでの低減が可能であることを確認。
- 具体的には今後、技術的、社会的及び経済的な見地から検討し、総合的に判断した上で決定する。



集水域・氾濫域における治水対策

- 7か所の霞堤について、引き続き霞堤の機能が維持されるよう、関係機関等と連携して保全に努めていく。

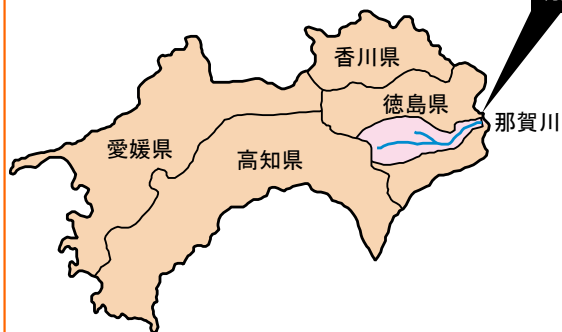


気候変動を踏まえた「那賀川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を、那賀川では基準地点古庄において11,200m³/sから12,400m³/sに、支川桑野川では基準地点大原において1,300m³/sから1,600m³/sにそれぞれ変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既設ダムの有効活用に加え、ダム再生や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、那賀川では河道配分流量を9,900m³/s、洪水調節流量を2,500m³/sとして、支川桑野川では河道配分流量を1,400m³/s、洪水調節流量を200m³/sとした。
- 水田貯留や排水路整備、高台整備、森林の整備・保全など、流域治水の取組のさらなる推進を図る。

位置図

那賀川流域



河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方

【上流域】既存ダムの有効活用や新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。

【中上流域】新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。



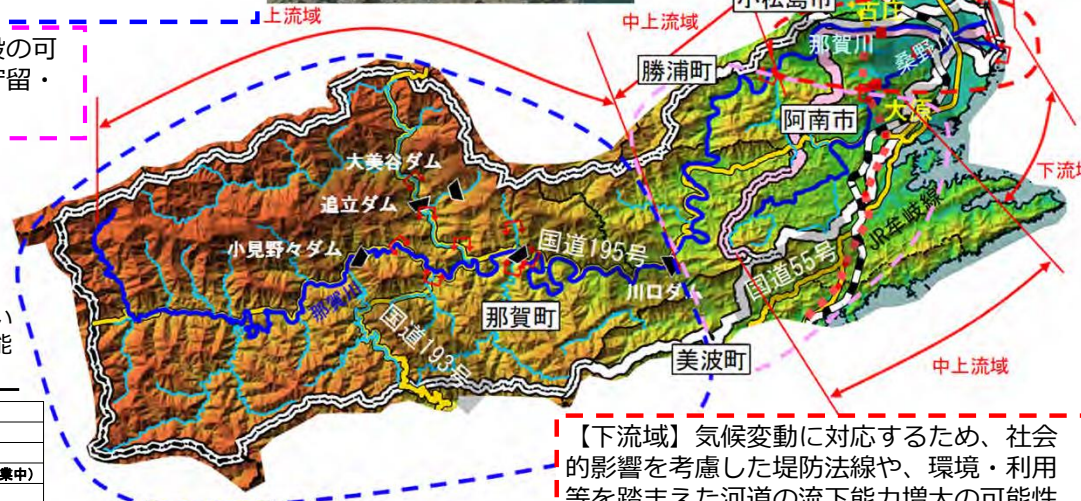
支川上流部において貯留・遊水機能を確保

凡 例	
■ 基準地点	一般国道
■ 既設ダム	一般国道（事業中）
■ 那賀川流域	四国横断自動車道（事業中）
■ 桑野川流域	JR
■ 県境	大臣管理区間
■ 市町界	



上流域

本川・支川下流域における河道幅が狭小な区間

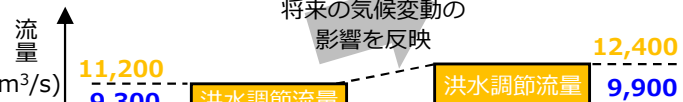


【下流域】気候変動に対応するため、社会的影響を考慮した堤防法線や、環境・利用等を踏まえた河道の流下能力増大の可能性を検討。

河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：古庄（1/100）>

将来の気候変動の影響を反映

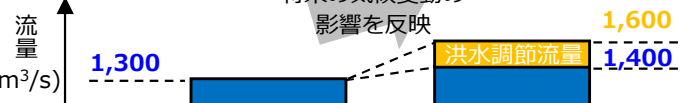


現行：基本方針

変更：基本方針

<基準地点：大原（1/100）>

将来の気候変動の影響を反映

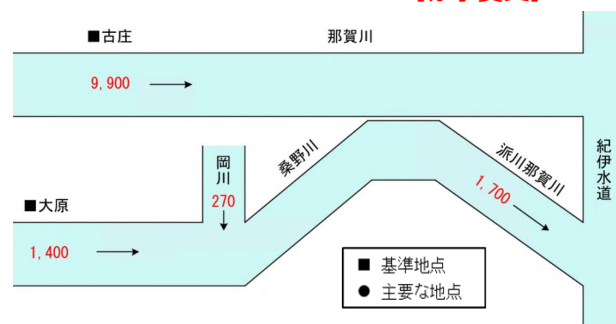


現行：基本方針

変更：基本方針

計画高水流量図

【赤字変更】



基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設等による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
古庄	12,400	2,500	9,900
大原	1,600	200	1,400

増大する洪水外力への対応

- 動植物の生息・生育環境の保全・創出への影響に配慮しつつ、河道掘削や引堤を実施。
- あわせて、洪水調節施設等により、気候変動による洪水外力の増大に対応。
- ダムに堆積した土砂については、堆砂除去した土砂をダム下流の置土によって下流に還元。引き続き河川に与える環境影響を把握しながら土砂還元を実施。



小見野々ダム



長安口ダム



ダム下流への置土

令和5年度

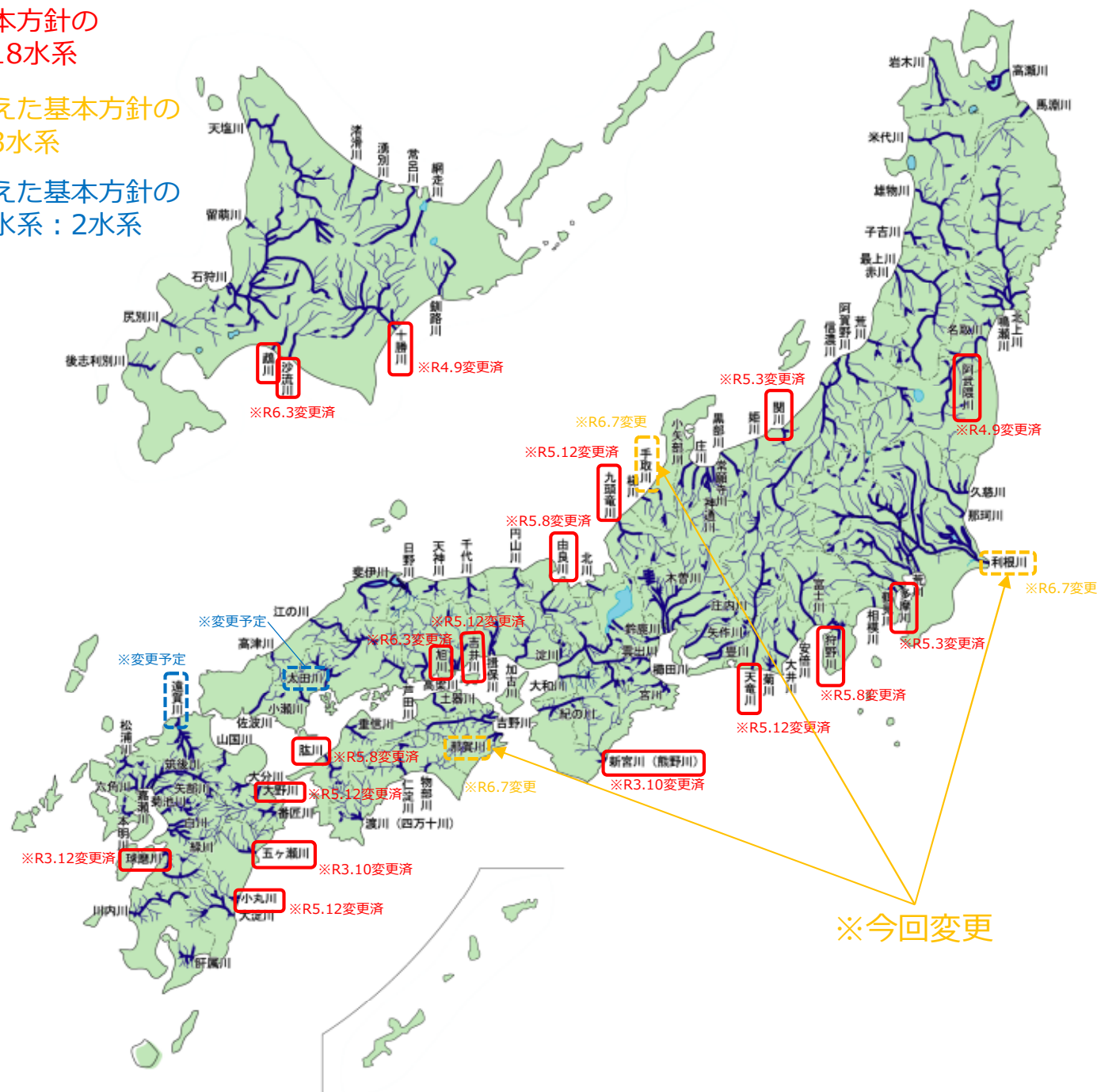
気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

気候変動を踏まえた基本方針の
見直しを行った水系：18水系

今回、気候変動を踏まえた基本方針の 見直しを行った水系：3水系

今後、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：2水系

全水系数：109



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20～30年間程度)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)

(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。